

保高発0919第2号  
令和元年9月19日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）御中  
都道府県後期高齢者医療広域連合

厚生労働省保険局高齢者医療課長  
（公 印 省 略）

後期高齢者医療制度の健診において使用する質問票の変更に伴う電子的な標準様式等の仕様について

後期高齢者医療制度の運営については、平素より格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年度以降の後期高齢者医療制度の健診において使用する「後期高齢者の質問票」に関し「後期高齢者医療制度の健診において使用している質問票の変更について」（令和元年9月19日付け保高発0919第1号）を发出しご協力をお願いしたところ。

当該「後期高齢者の質問票」の活用開始に合わせ、健診実施機関等において、健診に係るシステム改修等の対応が必要であり、「特定健康診査・特定保健指導の電子的な標準様式の仕様に関する資料（平成30年度以降実施分）」の変更箇所について、別紙のとおり、お知らせする。

については、「後期高齢者の質問票」を活用した事業展開など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の本格実施が令和2年度より施行されることも踏まえ、貴管下関係団体又は市町村等関係者への周知を図り、可能な限り令和2年度の健診実施にあわせてシステム改修が完了できるよう要請していただきたい。

なお、個別の事情により、健診実施機関及び地域医師会のシステム改修が令和2年4月の活用開始に間に合わない場合は、紙媒体などの方法により健診実施機関等から委託元への結果報告となり、委託元等において、別途入力作業が発生することが想定される。この場合、委託元等に対する支援については、別途検討の上、通知する。